

令和4年4月版医科診療行為マスター登録内容の一部変更（R5.3.17現在）

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
A308-00	190208710	回復期リハビリテーション病棟入院料5（経過措置）	9		廃止		【令和5年4月診療分から適用】 令和4年厚生労働省告示第54号「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」に基づき廃止
A308-00	190208810	回復期リハビリテーション病棟入院料5（生活療養）（経過措置）	9		廃止		〃
A308-00	190208910	回復期リハビリテーション病棟入院料6（経過措置）	9		廃止		〃
A308-00	190209010	回復期リハビリテーション病棟入院料6（生活療養）（経過措置）	9		廃止		〃
A308-00	190249510	回復期リハビリテーション病棟入院料5	5	施設基準②	3566	0000	【令和5年4月診療分から適用】 令和4年厚生労働省告示第54号「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」に基づき変更
			5	施設基準③	3163	0000	
A308-00	190249610	回復期リハビリテーション病棟入院料5（生活療養）	5	施設基準②	3566	0000	〃
			5	施設基準③	3163	0000	
A999-00	113033650	二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）	9		廃止		【令和5年4月診療分から適用】 令和4年10月26日付け「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その79）」に基づき廃止
B000-00	113044550	電話等による診療（新型コロナウイルス感染症・臨時的取扱）	9		廃止		〃

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
K259-02	150422950	角膜輪部組織採取	5	D P C適用区分	9	1	【令和4年4月診療分から適用】 令和4年厚生労働省告示第76号「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」に基づき変更
			5	点数表区分番号	K259-2		〃
K259-02	150424950	口腔粘膜組織採取術	5	D P C適用区分	9	1	〃
			5	点数表区分番号	K259-2		〃
K259-02	150443150	自家培養上皮移植術（ヒト羊膜基質使用自家培養角膜上皮移植）	5	D P C適用区分	9	1	〃